

## 議案第58号

山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月13日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例  
山陽小野田市介護保険条例（平成17年山陽小野田市条例第116号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が災害その他の理由によりこれらの期限までに申請書を提出することが困難であると認めるときは、市長が別に定める期限まで申請書の提出期限を延長することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の山陽小野田市介護保険条例の規定は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者にあつては令和2年2月1日以降に納期限が到来する保険料の減免から、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者にあつては同日以降に特別徴収対象年金給付の支払日が到来する保険料の減免から適用する。

山陽小野田市介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保険料の減免)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金の支給日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が災害その他の理由によりこれらの期限までに申請書を提出することが困難であると認めるときは、市長が別に定める期限まで申請書の提出期限を延長することができる。</u></p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金の支給日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>3 (略)</p>